

## 安保法制に抗うために、私たちができること

神奈川大学法学部准教授 金子 匡良

昨年9月、集団的自衛権の行使を可能にし、自衛隊の活動範囲を大幅に拡大するための安保関連法が成立し、日本の安全保障法制は新たな段階に入った。安保関連法については、多くの憲法学者がその合憲性に疑問を呈し、またこれに反対する市民運動も活発に展開された。しかし、政府は着々と既成事実を積み重ね、憲法の規範力を押し流そうとしている。このような憲法破壊の動きに対して、私たちはどのように抗うことができるのか考えてみたい。

### 1 監視の継続—情報公開制度の利用

安保法制の整備に先駆けて、2014年7月に安倍内閣は、集団的自衛権に関するそれまでの政府見解を改め、憲法上、集団的自衛権の行使も認められるとの解釈変更を行った。しかし、日本の命運を左右するほどの解釈変更であったにもかかわらず、政府内でこれがどのように検討され、決定されたかについては、ベールに包まれたままである。

内閣による憲法解釈については、内閣法制局が専門家集団として内閣を補佐するが、内閣法制局がこの問題に関して、どのような検討を行ったかを記録した公文書は存在しないと政府は説明している（2015年9月28日毎日新聞参照）。また、内閣法制局内で、国会審議に備えて安保法制に関する「想定問答」を作成したことが明らかになったが、国会の開示要請に対して、内閣法制局は、想定問答は組織として作成した公文書ではないとして、開示を拒んだ（2016年2月17日及び19日朝日新聞参照）。

しかし、これだけの問題について、経緯を記録した文書がまったく存在しないということは、にわかには信じがたく、また想定問答が公文書ではないという説明にも納得がいかない。ここで思い出されるのが、薬害エイズ事件である。薬害エイズ事件に際して、旧厚生省は国の責任を示す文書は存在しないとしていたが、菅直人厚生大臣が就任して、強く文書の探索を指示すると、国の責任を示す文書ファイルがあっけなく出てきた。他のファイルに紛れていたのが分からなかったというのが、当時の担当者の言い訳であったが、いかにもわざとらしい言い分である。

薬害エイズ事件の当時には、まだ情報公開法が制定されていなかったが、現在は同法に基づいて、誰でも国に対して情報開示請求をすることができる。安保法制に抗うためには、これを利用して、政府を監視し続けることが必要である。安保法制の制定経緯を明らか

にするための情報を求めることも大切であるが、今後、安保法制が実際に運用されていく中で、いつ、どこで、何が行われたのかに関して、情報を求め続けることも重要である。このような請求に対して、国は不開示決定を乱発するであろうが、それでもしつこく情報を求め続けることに意義がある。そうした運動が、監視の目となって、政府を拘束するからである。『私たちは見ているぞ』という圧力をかけ続けることが重要なのである。

### 2 抗議の継続—「憲法の変遷」を生じさせない

憲法学の世界に「憲法の変遷」という概念がある。これは、憲法の条文自体は何も変更されていないにもかかわらず、憲法に反する事実が積み重なることによって、憲法の条文に変更が加えられたのと同じ効果が生じ、事実上、憲法が改正されてしまうという事態のことを指す。憲法の変遷については、それ自体が認められないとする学者がいる一方で、現実と憲法との間の乖離を調整するためには、一定の憲法の変遷も認めざるを得ないとする学者も存在する。

憲法の変遷について、日本でよく引き合いに出されるのが、自衛隊の合憲性である。自衛隊は設立当時には違憲であったが、その後、長い期間をかけて、自衛隊の必要性が国民に是認されるようになり、現在では自衛隊は合憲であるという憲法の変遷が起こったというのである。法理論的にこの説明が受け容れられるかどうかは別として、自衛隊に対する多くの一般の人びとの認識には合致しているかもしれない。

ここで問題になるのが、どのような場合に、憲法の変遷が生じたと考えるかであるが、最も重要なことは、主権者である国民が「違憲の現実」を受け容れているかどうかにあるとされる。これを、安保法制に即して考えてみれば、もし多くの国民が集団的自衛権や安保法制を必要なものと考え、それを受け容れるようになれば、安保法制についても憲法の変遷が生じ、事実上、合憲となってしまうことはあり得る。

したがって、安保法制に抗うためには、安保法制を生み出した憲法軽視（ないしは憲法無視）の政治姿勢に対して抗議の声をあげ続け、違憲の現実を定着させないことが重要である。安保関連法の審議に際して、首相に近いある議員は、「法案が成立すれば国民は忘れる」と言ったと伝えられる（2015年7月16日朝日新聞参照）。だからこそ、『私たちは忘れないぞ、認めないぞ』という声をあげ続けなければならないのである。

（かねこまさよし）